

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人から、令和 2 年 8 月 2 6 日付けで提起のあった本件審査請求について、次のとおり裁決します。

(1) 主文

本件審査請求を却下する。

(2) 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和 2 年 6 月 8 日付けで、処分庁に対し、「附属機関に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求を行った。
- 2 処分庁は、本件対象文書の一部文書を不存在として、令和 2 年 6 月 1 9 日付けお総第 1 9 1 号により、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服とし、令和 2 年 8 月 2 6 日付けで、審査庁であるおいらせ町長に対し、審査請求をした。
- 4 処分庁は、令和 2 年 9 月 2 3 日付けお総第 4 3 1 号により本件処分を取り消し、一部開示決定を行った。

(3) 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分の不開示文書（行政経営推進委員会が外部委員会、第三者機関（行政経営推進委員会を想定）として、評価・検証作業を行うことができない理由（欠格事由）、等を示す文書）は、「事務事業評価事業に係る令和 2 年度 歳出予算要求書」に欠格事由が明確に記述されており、開示すべき文書が存在することから、本件処分の不開示の処分を取り消し、文書の開示を求める。

(4) 理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく、処分についての審査請求が適法であるためには、その対象とする処分の存在を前提とし、審査請求をする法律上の利益を有することが必要と解される。

本件審査請求については、審査請求の対象となった本件処分が令和2年9月23日付けお総第431号により取り消されていることから、もはや、審査請求人の本件処分の取り消しを求める法律上の利益はないことが明らかである。

よって、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年10月20日

審査庁 おいらせ町長 成 田 隆

(教示)

- 1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町を被告として（訴訟においておいらせ町を代表する者は、おいらせ町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。